

### 3 特別会計

#### 国民健康保険事業費(歳入) 市民協働局 国民健康保険料の推移(現年度分)

(単位:千円)

項目	平成27年度決算額			平成28年度決算額			平成29年度決算額			平成30年度当初予算			平成31年度当初予算			対前年度増減		
	調定額	収入率	収入額	調定額	収入率	収入額	調定額	収入率	収入額	調定額	収入率	収入額	調定額	収入率	収入額	調定額	収入率	収入額
国保料	11,575,290	90.1	10,433,336	10,929,686	91.5	9,997,706	10,268,217	92.1	9,459,708	8,033,587	91.5	7,348,321	8,199,866	92.2	7,564,375	166,279	0.7	216,054

ひと咲きまち咲き担当局

【款：保健事業費 項：特定健康診査等事業費 目：特定健康診査等事業費】

(1) ヘルスアップ尼崎戦略事業費

594,042

① ヘルスアップ健診事業

(615,067)

「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づく特定健診・特定保健指導を実施するとともに、生活習慣病が重症化する恐れのあるハイリスク者に対し、独自の健診・保健指導を行い、短期的な医療費適正化を目指す。さらに中長期的な医療費適正化を目指し、11、14歳及び16～39歳に対し生活習慣病予防健診、保健指導を行う。また、あらゆる機会を通じて、健診受診率向上や、より若年からの正しい生活習慣の定着等を目指す。

《健診・保健指導実績》

		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
健診受診者総数	(人)	23,477	38,274	33,201	36,645	40,575	40,295	39,458	45,521	46,412	44,206	38,466
(再掲) 特定健診受診者数	(人)		36,012	29,736	26,713	31,952	31,727	29,909	31,399	30,851	27,866	26,003
(再掲) 特定健診受診率	(%)		42.3	35.6	32.9	39.1	39.2	37.1	39.5	40.1	38.5	38.6
保健指導実施者数	(人)	11,931	31,339	29,662	27,220	28,410	26,599	23,411	24,501	24,394	20,036	19,375
(再掲) 特定保健指導完了者数	(人)		1,743	1,391	1,042	1,511	1,389	1,464	1,567	1,649	1,602	1,332
(再掲) 特定保健指導完了率	(%)		29.2	28.7	25.8	39.5	45.2	46.2	46.9	47.7	50.2	44.0

② ヘルストrend事業

独自の分析システムにより医療費適正化効果の評価及び事業の再構築に生かすための分析を実施する。また、国保の診療情報に加え、薬剤情報の分析を併せて実施し、医療費適正化効果の高い後発医薬品に転換可能な薬剤を服薬中の人に、後発医薬品促進通知を送付する事業を行う。

③ ヘルスアプローチ事業

生活習慣改善が継続しやすいよう、他の医療保険者等との協働で、市民の健康実態や健診意義を周知し、健診受診率向上を目指すとともに、より良い生活習慣を継続できる環境づくりを行う。

④ 未来いまカラダ戦略事業

すべてのライフステージを対象に、「尼崎市生活習慣病予防ガイドライン」を活用した生活習慣病予防対策を推進し、悪性新生物や認知症の予防など、さらなる健康寿命の延伸、結果としての医療費適正化を目指す。

(2) まちの健康経営推進事業費

1,080

・未来いまカラダポイント事業

(1,840)

健康寿命の延伸につながる健康行動を起こした市民に、将来負担を軽減するための予防行動に対するインセンティブを付与する。同時に付与されたポイントを地域ぐるみで使うことで、市民の協働による健康行動を促す取り組みを実施する。

【款：保健事業費 項：保健事業費 目：保健事業費】

(3) 重複・頻回受診者訪問指導事業費

216

被保険者のうち、重複・頻回受診者への訪問指導により適正受診を促すことで、被保険者の健康意識を高め、事業の健全な運営に資する。

(216)

市民協働局

【款：総務費 項：総務管理費 目：一般管理費】

《被保険者数の推移》

(単位：人)

被保険者数	27決算	28決算	29決算	30当初	30決見	31当初
一般被保険者	116,603	111,630	104,695	99,597	98,547	93,265
退職被保険者等	3,829	2,262	1,056	645	308	139
合計	120,432	113,892	105,751	100,242	98,855	93,404

《世帯数の推移》

(単位：世帯)

世帯数	27決算	28決算	29決算	30当初	30決見	31当初
一般被保険者	72,630	71,109	68,336	66,587	65,621	63,207
退職被保険者等	3,002	1,875	921	361	205	97
合計	75,632	72,984	69,257	66,948	65,826	63,304

- (1) **給付関係事務経費** 33,384  
 高額療養費等の給付に関する事務経費 (32,968)
- (2) **資格賦課関係事務経費** 49,540  
 被保険者に対する保険料決定通知・保険証の送付等の資格賦課に関する事務経費 (52,196)
- (3) **保険料収納関係事務経費** 129,365  
 口座振替等に係る収納業務、短期証・資格証明書の交付等の保険料収納に関する事務経費 (124,666)
- (4) **電算入力委託事業費** 8,321  
 事務の適正化及び合理化を図るため、診療報酬データのパンチ入力及び磁気テープの作成等について委託する。 (9,421)
- (5) **国民健康保険システム関係事業費** 178,141  
 オープン系システムの導入に伴った新システムの賃貸借料及び運用保守業務の委託料等を支出する。 (139,253)

【款：総務費 項：総務管理費 目：連合会負担金】

- (6) **兵庫県国民健康保険団体連合会負担金** 12,169  
 診療報酬の審査支払業務、その他国民健康保険事業に関する調査研究等、保険者の共同目的を達成するために必要な業務を行う同会に対して負担金を支出する。 (12,254)

【款：総務費 項：総務管理費 目：収納率向上特別対策費】

- (7) 収納率向上特別対策事業費 5,321  
 事業の健全な運営を確保するため、口座振替の勧奨や保険料収納についての広報又は滞納処分等を行うことにより、収納率の向上を図る。  
 《収納率の推移（現年度）》 (5,283)

	27 決算	28 決算	29 決算	30 当初	30 決見	31 当初
収 納 率	90.13%	91.47%	92.13%	91.47%	92.13%	92.25%

【款：総務費 項：徴收費 目：滞納処分費】

- (8) 滞納処分経費 8,989  
 保険料未納者に対して督促・催告を行うことにより、未納保険料の納付を促し、収納率向上及び負担の公平を図る。 (12,195)

【款：保険給付費 項：療養諸費 目：一般被保険者療養給付費】

- (9) 一般被保険者療養給付費 26,540,316  
 一般被保険者の疾病、負傷に関して療養の給付を行う。 (28,622,306)

【款：保険給付費 項：療養諸費 目：退職被保険者等療養給付費】

- (10) 退職被保険者等療養給付費 21,072  
 退職被保険者等の疾病、負傷に関して療養の給付を行う。 (161,732)

【款：保険給付費 項：療養諸費 目：一般被保険者療養費】

- (11) 一般被保険者療養費 471,314  
 一般被保険者が保険証を所持していない場合で、緊急かつやむを得ない理由があると認められるもの等について、申請に基づき償還払で療養費を支給する。 (510,474)

【款：保険給付費 項：療養諸費 目：退職被保険者等療養費】

- (12) 退職被保険者等療養費 375  
 退職被保険者等が保険証を所持していない場合で、緊急かつやむを得ない理由があると認められるもの等について、申請に基づき償還払で療養費を支給する。 (2,387)

【款：保険給付費 項：療養諸費 目：審査支払手数料等】

- (13) 審査支払手数料等 84,812  
 診療報酬の審査支払に関する事務を国保連合会に委託することにより、審査の適正と支払の迅速化を図る。 (78,331)

【款：保険給付費 項：高額療養費 目：一般被保険者高額療養費】

- (14) 一般被保険者高額療養費 3,874,641  
 一般被保険者の療養に要した費用が著しく高額であるときに、一部負担金として支払った額の一部を支給することにより被保険者の負担を緩和する。 (4,191,159)

【款：保険給付費 項：高額療養費 目：退職被保険者等高額療養費】

- (15) 退職被保険者等高額療養費 4,201  
 退職被保険者等の療養に要した費用が著しく高額であるときに、一部負担金として支払った額の一部を支給することにより被保険者の負担を緩和する。 (32,807)

<b>【款：保険給付費 項：高額療養費 目：一般被保険者高額介護合算療養費】</b>		
(16)	<u>一般被保険者高額介護合算療養費</u>	10,205
	一般被保険者の医療保険と介護保険の自己負担限度額を合算して、一定の限度額を超える額を支給することにより被保険者の負担を緩和する。	(7,430)
<b>【款：保険給付費 項：高額療養費 目：退職被保険者等高額介護合算療養費】</b>		
(17)	<u>退職被保険者等高額介護合算療養費</u>	61
	退職被保険者等の医療保険と介護保険の自己負担限度額を合算して、一定の限度額を超える額を支給することにより被保険者の負担を緩和する。	(89)
<b>【款：保険給付費 項：移送費 目：一般被保険者移送費】</b>		
(18)	<u>一般被保険者移送費</u>	100
	一般被保険者が、疾病、負傷等により移動が困難になり、医師の指示により移送された場合の経費を支出する。	(101)
<b>【款：保険給付費 項：移送費 目：退職被保険者等移送費】</b>		
(19)	<u>退職被保険者等移送費</u>	18
	退職被保険者等が、疾病、負傷等により移動が困難になり、医師の指示により移送された場合の経費を支出する。	(45)
<b>【款：保険給付費 項：給付諸費 目：出産育児一時金】</b>		
(20)	<u>出産育児一時金</u>	149,100
	被保険者が出産したとき、申請に基づき出産育児一時金として 42 万円（産科医療補償制度の対象とならない場合は 40 万 4 千円）を支給する。	(170,940)
<b>【款：保険給付費 項：給付諸費 目：葬祭費】</b>		
(21)	<u>葬祭費</u>	15,090
	被保険者が死亡したとき、葬祭を行う者に対し、申請に基づき葬祭費として 3 万円を支給する。	(17,250)
<b>【款：保険給付費 項：給付諸費 目：結核・精神医療付加金】</b>		
(22)	<u>結核・精神医療付加金</u>	30,650
	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 37 条の 2、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 58 条の公費承認医療費について、費用額の 5%を支給する。	(29,749)
<b>【款：国民健康保険事業費納付金 項：医療給付費分納付金 目：一般被保険者医療給付費分納付金】</b>		
(23)	<u>一般被保険者医療給付費分納付金</u>	9,319,955
	県内の市町が一般被保険者の疾病等に関して行った療養の給付等に係る費用を賄うため、県が定めた金額を県の国民健康保険に関する特別会計に支出する。	(9,358,168)
<b>【款：国民健康保険事業費納付金 項：医療給付費分納付金 目：退職被保険者等医療給付費分納付金】</b>		
(24)	<u>退職被保険者等医療給付費分納付金</u>	5,439
	県内の市町が退職被保険者等の疾病等に関して行った療養の給付等に係る費用を賄うため、県が定めた金額を県の国民健康保険に関する特別会計に支出する。	(18,931)

【款：国民健康保険事業費納付金 項：後期高齢者支援金等分納付金 目：一般被保険者後期高齢者支援金等分納付金】

- (25) 一般被保険者後期高齢者支援金等分納付金 2,580,662  
 県内の市町における後期高齢者医療制度に係る経費を賄うための支援金のうち、一般被保険者に係るものについて、県が定めた金額を県の国民健康保険に関する特別会計に支出する。 (2,623,262)

【款：国民健康保険事業費納付金 項：後期高齢者支援金等分納付金 目：退職被保険者等後期高齢者支援金等分納付金】

- (26) 退職被保険者等後期高齢者支援金等分納付金 1,821  
 県内の市町における後期高齢者医療制度に係る経費を賄うための支援金のうち、退職被保険者等に係るものについて、県が定めた金額を県の国民健康保険に関する特別会計に支出する。 (6,611)

【款：国民健康保険事業費納付金 項：介護納付金分納付金 目：介護納付金分納付金】

- (27) 介護納付金分納付金 1,129,185  
 県内の市町における介護保険第2号被保険者のうち、国民健康保険加入者分の納付金を賄うため、県が定めた金額を県の国民健康保険に関する特別会計に支出する。 (1,089,806)

【款：保健事業費 項：保健事業費 目：保健事業費】

- (28) あんま・マッサージ・はり・きゅう施術費 12,706  
 被保険者のあんま・マッサージ・はり・きゅうの施術費の一部助成を行う。 (14,559)  
 利用回数 1人年間12回  
 単 価 1回当たり 大人1,000円、小人500円

《助成件数》 (単位:件)

	27 決算	28 決算	29 決算	30 当初	30 決見	31 当初
大 人	19,179	17,642	15,920	14,543	12,977	11,938
小 人	67	62	24	31	192	1,536

- (29) 医療費通知経費 29,898  
 被保険者に対する啓発や医療費の金額等を通知することにより、被保険者の健康意識を高め、事業の健全な運営に資する。 (27,510)  
 医療費通知の実施回数 年6回

【款：基金積立金 項：基金積立金 目：国民健康保険事業基金積立金】

- (30) 国民健康保険事業基金積立金 3,320,000  
 尼崎市国民健康保険事業基金条例（平成31年4月1日施行予定）に基づき、本市国民健康保険事業の財政の健全な運営を図るために必要な財源として、前年度決算剰余金等を同基金に積み立てる。 (0)

《基金残高の推移》 (単位:千円)

31 積立	31 取崩	31 末残高
3,320,000	0	3,320,000

【款：諸支出金 項：諸費 目：分担金及び負担金】

- |      |                                       |       |
|------|---------------------------------------|-------|
| (31) | <u>尼崎市鍼灸マッサージ師会等補助金</u>               | 576   |
|      | 事業の円滑な運営を図るため、尼崎市鍼灸マッサージ師会等に補助金を支出する。 | (576) |

【款：諸支出金 項：諸費 目：一般被保険者償還金及び還付加算金】

- |      |   |          |
|------|---|----------|
| (32) | <u>一般被保険者保険料過誤納金還付金</u>                                 | 53,000   |
|      | 一般被保険者の過誤納となった保険料の還付を行う。                                | (45,230) |
| (33) | <u>保険給付費等交付金償還金</u>                                     | 89,800   |
|      | 県から交付される保険給付費等交付金の普通交付金について、実績報告額が概算交付額を下回る場合に余剰分を返還する。 | (96,781) |

【款：諸支出金 項：諸費 目：退職被保険者等償還金及び還付加算金】

- |      |                           |         |
|------|---------------------------|---------|
| (34) | <u>退職被保険者等保険料過誤納金還付金</u>  | 2,000   |
|      | 退職被保険者等の過誤納となった保険料の還付を行う。 | (2,000) |

【款：予備費 項：予備費 目：予備費】

- |      |            |         |
|------|------------|---------|
| (35) | <u>予備費</u> | 1,000   |
|      | 予備費        | (1,000) |